

第1回横須賀市再犯防止対策連絡会議 情報シート

【国の機関】

機関・団体名	横浜保護観察所
機関・団体の概要	<p>法務省の地方支分部局であり、神奈川県下における以下の事務を所掌している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑務所出所者，少年院仮退院者，保護観察付執行猶予者，家庭裁判所における保護観察処分少年に対する保護観察 ・ 刑務所在所者，少年院在院者の家族等引受人に対する生活環境の調整 ・ 刑務所満期出所者等に対する更生緊急保護 ・ 社会を明るくする運動等犯罪予防活動 ・ 医療観察制度の対象となる精神障害者に対する精神保健観察等 ・ 犯罪被害者等施策
再犯防止に関する取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察対象者に対する就労・住居の確保支援（協力雇用主の活動に対する支援・更生保護施設等への委託保護等） ・ 保護司等民間協力者の活動促進（更生保護サポートセンターの設置・民間協力者に対する表彰等） ・ 広報，啓発活動の推進（社会を明るくする運動等） ・ 保護観察対象者に対する保健医療・福祉サービスの利用の促進（特別調整の実施，薬物等依存症治療・支援団体との連携等） ・ 保護観察対象者の特性に応じた効果的な指導（薬物依存症者，性犯罪者等に対する専門的プログラムや社会貢献活動の実施等）

機関・団体名	横浜少年鑑別所
機関・団体の概要	<p>下記の業務を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑別：家庭裁判所、保護観察所、少年院、児童自立支援施設などの求めに応じ、非行要因等の分析、処遇指針の策定を行う。 ・ 観護処遇：少年鑑別所在所者に対し、情操の保護、健全な育成に配慮して処遇を行う。 ・ 地域援助：非行・犯罪の防止に寄与するため、少年、保護者その他の方、関係機関・団体からの相談に応じ、助言、心理的援助、各種調査、講演・研修などを行う。
再犯防止に関する取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年6月の少年鑑別所法施行以来、本来業務として、よこはま法務少年支援センターという名称の下で、地域支援を行っている。未成年に関する相談が多いが、成年者に関する依頼も受け付けている。横須賀市については年間数件程度、児童相談所や学校等から依頼がなされている。 ・ 横須賀市その他、県、横浜市、川崎市主催の再犯防止推進計画に係る会議に参加している。

機関・団体名	横須賀刑務支所
機関・団体の概要	<p>1 当支所の機能分類（収容分類級）</p> <p>(1) A指標 執行すべき10年未満で、犯罪傾向の進んでいない26歳以上の日本人男子受刑者</p> <p>(2) F、FJ（条約）指標 「日米地域協定」に基づく合衆国軍隊等の構成員（軍人）と軍属並びにその家族</p> <p>(3) その他 横浜地方検察庁横須賀支部管内の刑事被告人</p> <p>2 当支所の特徴</p> <p>(1) 作業関係 ア 生産作業：化学製品製造（石けん、粉石けん等）、プラスチック加工（自動車部品）、その他（携帯ストラップ等） イ 自営作業：営繕、内掃、洗濯、炊事等</p> <p>(2) 職業訓練 ア 農業科園芸課程 イ ビジネススキル科</p> <p>(3) 就労支援強化矯正施設 平成29年4月から指定を受け、横須賀公共職業安定所職員の常駐開始（週2日）</p>
再犯防止に関する取り組み等	<p>1 再犯防止対策の数値目標について 「再犯防止に向けた総合対策」の数値目標である2年以内再入率は、当支所の最終目標値（H32～33）が7.6%のところ、平成25年の出所者以降は6%台で推移している。最新の数値（平成28年出所者再入率）は、6.2%である。</p> <p>2 再犯防止対策としての主な取組</p> <p>(1) 改善指導 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第103条（※参考を参照）に基づき、一般改善指導（窃盗防止指導、アルコール依存回復指導、社会復帰支援指導）及び特別改善指導（薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた指導、交通安全指導、就労支援指導）等を行っている。</p> <p>(2) 職業訓練 平成29年4月から、就労支援強化矯正施設の指定を受け、横須賀市公共職業安定所職員の駐在（週2日）が行われている。平成28年度は、就労支援対象者が42名のうち、在所中の内定は12名（28.6%）、平成29年度は同対象者43名のうち、在所中の内定は36名（83.7%）、平成30年度は、同対象者35名のうち、在所中の内定は26名（74.3%）であった。 内定した企業の代表者等が引受人となって、仮釈放に結びついた事例もある。</p>

※参考

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第103条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

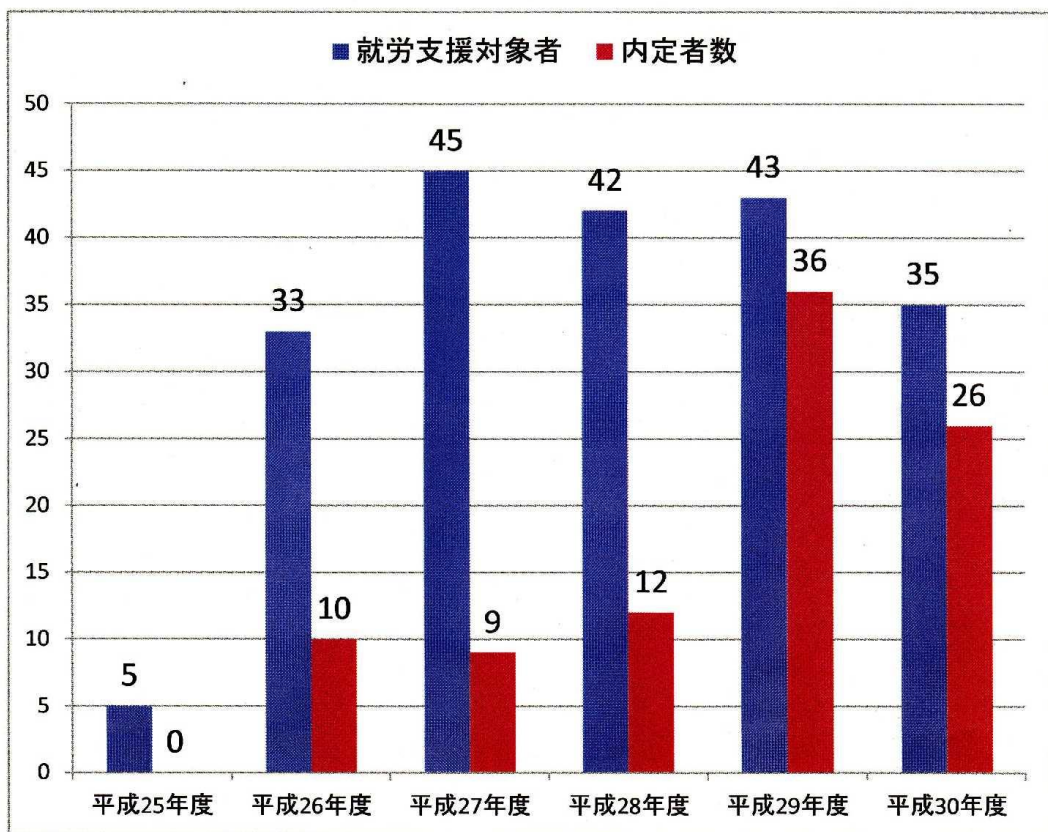
1 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること。

3 その他法務省令で定める事情

横須賀刑務支所における就労支援の実績

	就労支援対象者	採用面接実施者	内定者数	内定率	直後採用
平成25年度	5	0	0	0.0%	0
平成26年度	33	10	10	30.3%	0
平成27年度	45	12	9	20.0%	0
平成28年度	42	15	12	28.6%	3
平成29年度	43	41	36	83.7%	3
平成30年度	35	33	26	74.3%	1



機関・団体名	久里浜少年院
機関・団体の概要	<p>家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容し、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。</p> <p>また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。</p>
再犯防止に関する 取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・在院者の特性に応じた計画的、体系的、組織的な矯正教育の実施。 ・関係機関との連携の下、帰住先の確保、就労等の支援の実施。 ・出院者や保護者等からの相談に応じることのできる制度の活用。 ・非行少年等の処遇を通じ蓄積してきた様々な知見等を、地域各機関等に積極的に発信していきたいと考えています。

機関・団体名	横須賀公共職業安定所
機関・団体の概要	<p>総合的雇用サービス機関として、仕事を探している方や事業主に対して、職業紹介・雇用保険等に関する業務を行っている国の機関。</p> <p>管轄：横須賀市（一部地域を除く）・三浦市</p>
再犯防止に関する 取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀刑務支所に週2回 就職支援ナビゲーターを派遣し、出所後の職業について相談・就職支援を実施。 ・刑務所出所者等のうち、①稼働能力を有する②勤労意欲を有する③住所が安定している④事業の参加を希望する者について、矯正施設の長又は保護観察所長からの支援要請があった場合に「刑務所出所者等就労支援事業」の対象者として求職受理・職業紹介を実施。

【県の機関】

<p>機関・団体名</p>	<p>横須賀警察署</p>
<p>機関・団体の概要</p>	<p>横須賀市の下記の区域を管轄する警察機関。 安針台、吉倉町、西逸見町、山中町、東逸見町、逸見が丘、坂本町、汐入町、本町、稲岡町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町、日の出町、米が浜通、平成町、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町、不入斗町、鶴が丘、平和台、汐見台、望洋台、佐野町、公郷町、衣笠栄町、金谷、阿部倉、池上、平作、小矢部、衣笠町、大矢部、森崎、長井、林、須軽谷、武、山科台、太田和、荻野、長坂、御幸浜、佐島、佐島の丘、芦名、秋谷、秋谷、子安、湘南国際村</p>
<p>再犯防止に関する 取り組み等</p>	<p>犯罪予防、非行防止の活動の中で、再犯防止にも取り組んでいる。</p>

<p>機関・団体名</p>	<p>田浦警察署</p>
<p>機関・団体の概要</p>	<p>横須賀市の下記の区域を管轄する警察機関。 鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、浜見台、追浜町、追浜南町、湘南鷹取、船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町</p>
<p>再犯防止に関する 取り組み等</p>	<p>犯罪予防、非行防止の活動の中で、再犯防止にも取り組んでいる。</p>

機関・団体名	浦賀警察署
機関・団体の概要	横須賀市の下記の区域を管轄する警察機関。 東浦賀、浦賀、浦上台、西浦賀、浦賀丘、南浦賀、馬堀町、桜が丘、馬堀海岸、根岸町、池田町、大津町、吉井、走水、小原台、鴨居、二葉、久比里、久里浜台、内川新田、内川、長瀬、佐原、岩戸、久村、光風台、若宮台、舟倉、久里浜、神明町、ハイランド、野比、粟田、光の丘、長沢、グリーンハイツ、津久井
再犯防止に関する取り組み等	犯罪予防、非行防止の活動の中で、再犯防止にも取り組んでいる。

【民間団体】

機関・団体名	横須賀保護司会
機関・団体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護活動 犯罪や非行を行ってしまった人への社会復帰の手伝いを保護観察所と協働で行う。 ・犯罪予防活動 社会を明るくする運動への取り組み。地域パトロールの実施。関係機関との連携を図り、各行事への参加。
再犯防止に関する取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の中で地域住民に訴え、理解と協力を得る工夫をする。 ・研修を行い会員相互の理解・考察を進める。 ・横須賀更生保護サポートセンター（愛称：リ・ボンよこすか）を活用して、保護司の処遇活動に対する支援や地域ネットワークの構築等を行っている。

機関・団体名	横須賀地区更生保護女性会
機関・団体の概要	<p>女性の立場から明るい社会の建設を目指し、更生保護事業の推進に協力するとともに、地域社会の浄化と防犯思想の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護活動の協力援助及び思想の普及。 ・ 犯罪予防活動。特に青少年の不良化防止の活動。 ・ 横浜保護観察所主催の社会貢献活動への参加と協力。 ・ 地域社会の健全化に関する活動及び子育て支援活動。 ・ 横須賀刑務支所の矯正展、夏祭りのための踊りの指導と参加。運動会の参観 ・ 久里浜少年院への支援、運動会・成人式・夏冬の慰問など。 ・ 神奈川県連盟の研修会や会議への出席。日本更女・関東更女連盟の行事への参加。
再犯防止に関する取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横須賀市再犯防止対策連絡会議の一員として活動。 ・ 「社会を明るくする運動」の実施。 ・ 保護司会及び関係機関と連携し、犯罪予防・非行防止・再犯防止などの推進活動を行う。 ・ 久里浜少年院へ年間を通じてバースデーカード、クリスマスカード、母の鈴等贈呈。 ・ 県更女連盟のリーダー研修・会員研修で、テーマ「再犯防止のために更女会が連携して何が出来るかを考える」について意見発表と講演を聞く。

機関・団体名	神奈川県弁護士会
機関・団体の概要	神奈川県内に事務所を持つ弁護士が所属する団体。
再犯防止に関する取り組み等	再犯防止を目的とする取り組みは特段していないが、刑事弁護や少年事件等を通じて間接的に日々行っている。

機関・団体名	横須賀市社会福祉協議会
機関・団体の概要	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。</p> <p>住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡・調整などを行う、公共性と自主性を有する民間団体。</p> <p>現在、第 5 次地域福祉活動計画の基本理念、基本目標、取り組み目標に基づき事業を展開している。</p> <p>(リーフレット・第 5 次地域福祉活動計画 参照)</p>
再犯防止に関する取り組み等	<p>保護司の方々は横須賀市社会福祉協議会の会員として、専門部会を組織し、理事・評議員を選出、必要に応じて連携・協働している。</p> <p>また、生活福祉資金貸付事業において、出所後の生活支援に関わる資金の貸付けの相談、必要に応じた資金の貸付けを民生委員児童委員の支援と保護司の方の協力を得て行っている。</p> <p>その他に、2か月に1度(奇数月)更生保護相談の会場として、相談室を提供している。</p>

【横須賀市・教育委員会関係課】

機関・団体名	横須賀市市長室地域安全課
機関・団体の概要	<p>次の業務を行っています。</p> <p>[防犯担当]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策に関すること。 <p>[交通安全担当]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進に関すること。 <p>[自主防災係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災に関すること。 ・防災知識の普及及び啓発の企画に関すること。
再犯防止に関する取り組み等	<p>安全・安心なまちづくりのため、地域防犯リーダーの育成や防犯カメラ設置費の補助など、町内会・自治会や警察と連携して、防犯対策に取り組んでいます。</p>

機関・団体名	横須賀市市民部市民生活課
機関・団体の概要	<p>下記の業務を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働の推進 ・ 市政への意見等や市民相談への対応 ・ 戦没者遺族等の援護 ・ 赤十字事業の援助 ・ 社会を明るくする運動の実施と保護司会等への支援
再犯防止に関する 取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長を委員長とする「“社会を明るくする運動”横須賀地区推進委員会」を設置し、7月を強調月間として運動を実施。 ・ 保護司会、更生保護女性会に対し、運営補助金の交付等により支援。 ・ 関係機関による情報共有・ネットワークづくりを目的として横須賀市再犯防止対策連絡会議を設置。 ・ 市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議に参加。

機関・団体名	横須賀市福祉部生活福祉課
機関・団体の概要	<p>当課では、次の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 生活保護相談及び生活保護実施事業 ・ 住居確保給付金事業
再犯防止に関する 取り組み等	<p>生活困窮や生活保護にかかる相談を受け付けて、個々の状況に応じた方法で、自立に向けた支援を行います。</p>

機関・団体名	横須賀市福祉部高齢福祉課
機関・団体の概要	<p>高齢福祉に関すること</p> <p>総合相談係 介護認定申請受付、高齢者の相談、 成年後見制度支援、入所措置 他</p> <p>福祉サービス係 ねたきり・ひとり暮らし高齢者等の各種在宅 サービス</p> <p>介護予防係 認知症サポーター養成事業、介護予防事業</p> <p>家族支援係 認知症相談、高齢者虐待防止相談・訪問、 こころの相談</p> <p>地域力推進係 介護予防・日常生活支援総合事業、 生活支援体制整備事業他</p>
再犯防止に関する 取り組み等	<p>高齢者の相談</p> <p>神奈川県地域生活定着支援センターとの連携</p> <p>虐待防止相談</p> <p>こころの相談</p> <p>介護認定申請受付</p> <p>成年後見制度支援、入所措置</p> <p>以上について、状況に応じた相談支援を行っている。</p>

機関・団体名	横須賀市こども育成部こども青少年支援課
機関・団体の概要	<p>下記の業務を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談 (子育て・育児支援、DV、発達・障害児支援 こども青少年(4～20歳)) ・ 要保護児童対策 ・ 療育相談センターの管理 ・ 非行防止事業等
再犯防止に関する 取り組み等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年自立支援関係機関連絡会議を事務局として開催し、更生保護が関与する青少年の自立に向けての関係機関各所による支援方法を検討する ・ 警察官OBによる巡回指導を中央地区を中心に行ない、喫煙や危険行為に対する指導・助言を行なう

<p>機関・団体名</p>	<p>横須賀市教育委員会事務局学校教育部支援教育課</p>
<p>機関・団体の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや青少年が犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識の啓発や学校等の施設内における安全対策を推進する。 ・ 関係機関や地域団体等との情報共有、連携を図るとともに、学校付近や通学路のパトロールを行う等、防犯活動を推進する。
<p>再犯防止に関する 取り組み等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校防犯プランにおける防犯上の危険箇所の集約を行う。 ・ 警察から得た不審者の情報等を学校へ情報提供を行う。 ・ 学校付近や通学路のパトロールを行う等、防犯活動に参加をする。